改正後	改正前
T1は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（災害等防止措置を講ずべき森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（災害等防止措置を講ずべき森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）の面積で除して得た数値 F2は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（災害等防止措置を講ずべき森林、要整備森林、複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前十年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。）の面積 T2は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（災害等防止措置を講ずべき森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢（標準伐期齢以上であるものに限る。）の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（災害等防止措置を講ずべき森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）の面積で除して得た数値	T1は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）の面積で除して得た数値 F2は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前十年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。）の面積 T2は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢（標準伐期齢以上であるものに限る。）の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）の面積で除して得た数値

（森林法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　法附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる法附則第四条の規定による改正前の森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十第四項から第八項まで及び第十条の十一から第十の十一の八までの規定の適用については、前条の規定による改正前の森林法施行規則の規定は、なおその効力を有する。

（分収林特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　分収林特別措置法施行規則（昭和五十八年農林水産省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る。

改正後	改正前
（分収育林契約に係る樹木の樹齢の上限） **第一条**　（略） 2　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十三第二項に規定する森林整備協定に基づき締結された分収育林契約に係る樹木については、前項の規定を適用せず、樹齢を定めないものとする。	（分収育林契約に係る樹木の樹齢の上限） **第一条**　（略） 2　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十一の五第二項の規定により締結されたものとみなされた分収育林契約及び同法第十条の十三第二項に規定する森林整備協定に基づき締結された分収育林契約に係る樹木については、前項の規定を適用せず、樹齢を定めないものとする。

（分収林特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　法附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる法附則第四条の規定による改正前の森林法第十条の十一の五第二項の規定の適用については、前条の規定による改正前の分収林特別措置法施行規則の規定は、なおその効力を有する。